

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月18日
【届出者の氏名又は名称】	三菱商事株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
【電話番号】	03(3210)2121(受付案内台)
【事務連絡者氏名】	主計部 予・決算管理チーム 山崎 淳
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	三菱商事株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目3番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、三菱商事株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、三菱食品株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の訂正理由】

2025年5月9日付で提出いたしました公開買付届出書(同年6月12日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)につきまして、公開買付者が2025年6月18日付で2024年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該有価証券報告書を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

公開買付者が提出した書類

イ 有価証券報告書及びその添付書類

ロ 半期報告書

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度 2023年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月21日関東財務局長に提出

事業年度 2024年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月18日関東財務局長に提出予定

(訂正後)

事業年度 2024年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月18日関東財務局長に提出

ロ 【半期報告書】

(訂正前)

事業年度 2024年度中間期(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月13日関東財務局長に提出

(訂正後)

該当事項はありません。

公開買付届出書の添付書類

公開買付者が2025年6月18日付で2024年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したため、府令第13条第1項第11号の規定による書面を本書に添付いたします。